■景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物・広告物）【特別眺望景観保全区域】

|  |
| --- |
| 基準 |
| 特別眺望景観保全区域内における建築物の高さは、保全対象建造物に係る眺望地点と保全対象建造物の眺望保全範囲を結ぶ線を超えてはならない。ただし、当該眺望地点から見て、当該保全対象建造物の反対側に位置することにより、当該眺望地点から見えない部分については、この限りでない。 |
|  |
| 特別眺望景観保全区域内に設置される屋外広告物は、眺望地点から見える範囲には表示しない。 |
|  |